

## 地方税法の一部を改正する法律案

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に、「（第七十五条 第八十一条）」を「（第七十五条 第八十四条）」に、「徴収（第八十二条 第九十一条）」を「賦課及び徴収（第八十五条 第九十九条）」に、「（第九十二条 第九十六条）」を「（第百条 第百四条）」に、「（第九十七条 第百二条）」を「（第一百五条 第百十条）」に、「（第百三条 第百十二条）」を「（第百十一条・第百十二条）」に、「特別地方消費税」を「料理飲食等消費税」に、「第五節 削除」を「第五節 電気税及びガス税（第四百八十六条 第五百十八条）」に改める。

第四条第二項中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に、「特別地方消費税」を「料理飲食等消費税」に改める。

第五条第二項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 電気税

六 ガス税

第十六条の三第一項中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に、「特別地方消費税」を「料理飲食等消費税」に改め、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 電気税

六 ガス税

第七十二条の十四第一項ただし書中「租税特別措置法」の下に「第四十二条の三の二、」を加える。

第七十四条の五中「千百二十九円」を「千百八十六円」に改める。

第二章第五節の節名を次のように改める。

#### 第五節 娯楽施設利用税

第七十五条及び第七十六条を次のように改める。

(娯楽施設利用税の納税義務者等)

第七十五条 娯楽施設利用税は、次に掲げる施設（以下この節において「施設」という。）の利用に対し、利用料金を課税標準として、又は利用の日ごとに定額によって、その施設所在の道府県において、その利

用者に課する。

- 一 舞踏場
- 二 ゴルフ場
- 三 ぱちんこ場及び射的場
- 四 まあじゃん場及びたまつき場
- 五 ボーリング場
- 六 前各号に掲げる施設に類する施設
- 七 前各号に掲げる施設以外の娯楽施設で道府県の条例で定めるもの

2 前項の「利用料金」とは、いかなる名義をもってするを問わず、施設の利用について、その対価又は負担として支払うべき金品をいう。

（娯楽施設利用税のみならず課税）

第七十六条 施設の利用について利用料の定めがある場合において、その利用料金の全部又は一部を支払わないで利用したときは、公務又は業務による場合を除くほか、その利用料金の全額を支払ったものとみな

して娯楽施設利用税を課することができる。

2 施設の経営者又はその施設を借り受けた者その他いかなる名義をもつてするを問わずこれらの者とみなすべき者（以下娯楽施設利用税について「経営者等」という。）が施設の利用について、利用料の定めを設けず、かつ、利用料金を徴収しないで利用させた場合においては、経営者等を利用者と、当該施設の借受料金その他経営者等が当該施設を利用させるために要した経費を利用料金とみなして、娯楽施設利用税を課することができる。

3 ぱちんこ場、まあじやん場、たまつき場その他自治省令で定める施設については、道府県は、当該施設の床面積、利用物件の数量、従業員数等を標準とし、当該道府県の条例で定めるところにより、当該施設の経営者を利用者とみなして、娯楽施設利用税を課することができる。

第百四条から第百十一条までを削り、第百十二条を次のように改める。

#### 第百十二条 削除

第百三条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条中「納入された」を「納入され、又は納付された」に、「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に、「十分の七」を「二分の一」に改

め、同条を第百十一条とする。

第百二条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第一項中「第九十七条」を「第百五条」に、「第百条」を「第百八条」に、「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、第二章第五節第四款中同条を第百十条とする。

第百一条中「第九十七条」を「第百五条」に改め、同条を第百九条とする。

第百条中「第九十七条」を「第百五条」に、「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条を第百八条とする。

第九十九条中「第九十七条」を「第百五条」に、「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条を第百七条とする。

第九十八条中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条を第百六条とする。

第九十七条の前の見出し及び同条中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条を第百五条とする。

第九十六条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第一項中「第九十四条第六

項」を「第百二条第六項」に改め、第二章第五節第三款中同条を第百四条とする。

第九十五条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第一項中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、「特別徴収義務者」の下に「、申告納税者又は納税者」を加え、同条第二項中「特別徴収義務者」の下に「、申告納税者又は納税者」を加え、同条第三項中「特別徴収義務者」の下に「、申告納税者若しくは納税者」を加え、同条を第百三条とする。

第九十四条の見出し及び同条第一項中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第二項中「納入」の下に「又は納付」を加え、同条第三項、第四項及び第六項中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条を第百二条とする。

第九十三条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条を第百一条とする。

第九十二条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第一項中「特別徴収義務者」の下に「、申告納税者又は納税者」を加え、「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条を第百条とする。

第九十一条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第一項及び第二項中「特別

徴収義務者が課税標準の総数」を「特別徴収義務者又は申告納税者が課税標準額」に改め、同条第三項中「納入申告」の下に「又は申告」を加え、同条第四項中「特別徴収義務者」の下に「又は申告納税者」を加え、第二章第五節第二款中同条を第九十九条とする。

第九十条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第一項中「第八十七条第一項又は第三項」を「第九十五条第一項又は第三項」に、「納入申告に係る課税標準の総数」を「納入申告又は申告に係る課税標準額」に、「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、「納入すべき金額」の下に「著しくは納付すべき税額」を加え、同条第二項中「納入すべき」を「納入し、又は納付すべき」に、「第八十七条第二項」を「第九十五条第二項」に、「第八十七条第一項又は第三項」を「第九十五条第一項又は第三項」に改め、同条第三項中「ゴルフ場利用税額」を「娯楽施設利用税額」に改め、同条第四項中「特別徴収義務者」の下に「又は申告納税者」を加え、同条を第九十八条とする。

第八十九条の見出し中「申告納入するゴルフ場利用税」を「申告納入し、申告納付し、又は納付する娯楽施設利用税」に改め、同条第一項中「ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、第八十三条第二項」を「娯楽施設利用税の特別徴収義務者、申告納税者又は納税者は、第八十六条第四項、第八十九条又は第九十条第一項」

に、「納入する」を「納入し、又はその税金を納付する」に改め、「納入金額」の下に「又は税額」を加え、「納入の」を「納入又は納付の」に、「納入しなければならない」を「納入し、又は納付しなければならない」に改め、同条第二項中「特別徴収義務者が第八十三条第二項」を「特別徴収義務者、申告納税者又は納税者が第八十六条第四項、第八十九条又は第九十条第一項」に改め、「納入しなかつたこと」の下に「、又は税金を納付しなかつたこと」を加え、同条を第九十七条とする。

第八十八条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第一項中「更正による納入金」の下に「若しくは税金」を、「納入金額」の下に「若しくは税額」を加え、「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第二項中「第八十三条第二項」を「第八十六条第四項又は第八十九条」に、「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、「納入」の下に「又は納付」を加え、同条第三項中「特別徴収義務者」の下に「又は申告納税者」を加え、同条を第九十六条とする。

第八十七条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第一項中「第八十三条第二項」を「第八十六条第四項」に改め、「納入申告書」の下に「又は第八十九条の規定による申告書」を加え、「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に、「いう」を「総称する」に、「納入申告に係る課税標準の総

数」を「納入申告又は申告に係る課税標準額」に改め、同条第二項中「特別徴収義務者」の下に「又は申告納税者」を加え、「納入申告すべき課税標準の総数」を「納入申告し、又は申告すべき課税標準額」に改め、同条第三項中「課税標準の総数」を「課税標準額」に改め、「特別徴収義務者」の下に「又は申告納税者」を加え、同条第四項中「特別徴収義務者」の下に「又は申告納税者」を加え、同条を第九十五条とする。

第八十六条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第一項中「第八十三条第二項」を「第八十六条第四項」に、「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の納入しなかつた金額」を「第一項の納入しなかつた金額又は前項の免れた税額」に、「同項」を「当該各項」に改め、「その納入しなかつた金額」の下に「又は免れた税額」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第九十四条とする。

- 2 詐偽その他不正の行為によつて第八十九条又は第九十条の規定によつて納付すべき娯楽施設利用税の全部又は一部を免れた申告納税者又は納税者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

第八十五条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条を第八十八条とし、同条の次に次の五条を加える。

（娯楽施設利用税の申告納付の手續）

第八十九条 第八十五条の規定によつて娯楽施設利用税を申告納付すべき納税者（以下娯楽施設利用税について「申告納税者」という。）は、当該道府県の条例で定める期間内における課税標準額、税額その他同条例で定める事項を記載した申告書を同条例で定める納期限までに道府県知事に提出し、及びその申告した税金を当該道府県に納付しなければならない。

（娯楽施設利用税の普通徴収）

第九十条 娯楽施設利用税を普通徴収の方法によつて徴収する場合には、当該道府県の条例で定めるところにより、各月ごとに、納期を定めて徴収するものとする。

2 前項の場合において、普通徴収の方法によつて徴収される娯楽施設利用税を納付すべき納税者（以下娯楽施設利用税について「納税者」という。）に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

( 娯楽施設利用税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務 )

第九十一条 娯楽施設利用税の納税者は、当該道府県の条例で定めるところにより、娯楽施設利用税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。

( 娯楽施設利用税に係る虚偽の申告等に関する罪 )

第九十二条 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

( 娯楽施設利用税に係る不申告等に関する過料 )

第九十三条 道府県は「娯楽施設利用税の納税者が第九十一条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第八十四条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第一項中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に、「ゴルフ場ごとに、当該ゴルフ場」を「施設ごとに、当該施設」に改め、同条第二項中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第三項中「ゴルフ場」を「施設」に改め、同条第五項中「ゴルフ場に係るゴルフ場利用税」を「施設に係る娯楽施設利用税」に改め、同条を第八十七条とする。

第八十三条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第一項中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に、「ゴルフ場の」を「施設の」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「ゴルフ場利用税に係る課税標準の総数」を「娯楽施設利用税に係る課税標準額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加え、同条を第八十六条とする。

- 2 前項の特別徴収義務者は、第八十三条第一項の規定によつて利用券を交付する際に娯楽施設利用税を徴収しなければならない。
- 3 第一項の特別徴収義務者は、第八十三条第二項の規定によつて利用券又は利用券引換券をあらかじめ発

行する場合においては、前項の規定にかかわらず、道府県の条例で定める場合を除くほか、当該利用券又は利用券引換券を交付する際に娯楽施設利用税を徴収するものとする。

第八十二条（見出しを含む。）中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条に次のただし書を加え、同条を第八十五条とする。

ただし、第七十六条第二項の規定によつて娯楽施設利用税を課する場合における徴収は申告納付の方法によるものとし、同条第三項の規定によつて娯楽施設利用税を課する場合その他特別の必要がある場合における徴収又は申告納付又は普通徴収の方法によることができる。

第二章第五節第二款の款名を次のように改める。

#### 第二款 賦課及び徴収

第八十一条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に、「特別徴収義務者が第七十九条」を「特別徴収義務者又は娯楽施設利用税を申告納付し、若しくは納付すべき納税義務者が第八十条」に改め、同条を第八十二条とし、第二章第五節第一款中同条の次に次の二条を加える。

( 利用券等の交付及び切取りの義務 )

第八十三条 経営者等は、次の各号に掲げる場合及び当該道府県の条例で定める場合を除くほか、施設の利用に対し、その利用の際に、道府県が作成する用紙をもつて利用券を発行し、これを利用者に交付しなければならない。

一 第七十六条第一項に規定する公務又は業務により利用する場合

二 第七十六条第二項及び第三項に規定する場合

三 第七十七条第一項第二号に掲げる施設を利用する場合

2 経営者等が前売その他いかなる名義をもつてするを問わず、利用券又は利用券と引き換えるべききつぷその他の物（以下娯楽施設利用税について「利用券引換券」という。）をあらかじめ発行し、これを利用者に交付しようとする場合においては、前項各号に掲げる場合その他の場合で道府県の条例で定めるときを除くほか、当該道府県が作成する用紙を用いなければならない。

3 道府県は、前二項の規定によつて作成する用紙（次項において「用紙」という。）に一連の番号を付けなければならない。

- 4 道府県は、用紙を交付する場合においては、特別の理由がある場合を除き、経営者等がその時までに納入しなければならない納入金の全額を納入し、かつ、その時までに使用していない用紙又は利用券の数を確かめた上でなければ、これを交付することができない。
- 5 経営者等は、利用者が施設を利用する際、利用券の提示を求め、その一半を切り取つて、他の一半を当該利用者に返さなければならない。
- 6 経営者等が第二項の規定によつて利用券引換券を発行している場合における前項の規定の適用については、当該利用券引換券は、道府県の条例で定めるところによつて道府県が当該利用券引換券に検印を行つたものに限り、同項の利用券とみなす。

(利用券等の切取り等の義務違反に関する罪)

第八十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 前条第一項の規定に違反して利用券を交付しなかつた者又は同項若しくは同条第二項の規定に違反して道府県の作成する用紙を用いない利用券若しくは利用券引換券を発行した者
- 二 前条第五項の規定によつて切り取るべき利用券(同条第六項の規定により利用券とみなされるものを

含む。)の一半を切り取らず、又は他の一半を利用者に返さなかつた者

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第八十条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条を第八十一条とする。

第七十九条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条中「ゴルフ場利用税の特別徴収義務者」を「娯楽施設利用税の特別徴収義務者又は娯楽施設利用税を申告納付し、若しくは納付すべき納税義務者」に改め、「納入義務」の下に「又は納付義務」を加え、「納入に」を「納入又は納付に」に改め、同条を第八十条とする。

第七十八条の見出し中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条を第七十九条とする。

第七十七条の見出し及び同条第一項中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に改め、同条第三項中「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に、「第九十四条第六項」を「第一百零二条第六項」に改め、同条を第七十八条とする。

第七十六条の次に次の一条を加える。

( 娯楽施設利用税の税率 )

第七十七条 娯楽施設利用税の標準税率は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

一 第七十五条第一項各号に掲げる施設（次号に掲げる施設を除く。） 利用料金の百分の十

二 第七十五条第一項第二号に掲げる施設（これに類する施設を含む。） 一人一日につき千百円

2 道府県は、前項に定める標準税率を超える税率で娯楽施設利用税を課する場合には、同項各号の税率に、それぞれ一・五を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

3 前条第三項の規定によつて娯楽施設利用税を課する場合における娯楽施設利用税の税率は、当該娯楽施設利用税の税額が利用料金を課税標準として娯楽施設利用税を課する場合における納入金の金額と著しく均衡を失しないように定めなければならないものとし、次の表の上欄に掲げる施設について当該施設の利用物件の数量を標準とする場合においては、おおむね同表の下欄に掲げる率（道府県が、第一項第一号に掲げる施設のうち、同表の上欄に掲げる施設以外の施設について、同号に定める標準税率を超える税率で

娯楽施設利用税を課する場合には、当該掲げる率に当該標準税率を超える税率を百分の十で除して得た割合を乗じて得た率)を標準として地域等により区分して定めるものとする。

施 設 の 種 類	率
I 遊園地等	I 遊園地等 百分の十
II 娯楽施設等	II 娯楽施設等 百分の十
III 遊園地等	III 遊園地等 百分の十

4 道府県は、第一項第二号に掲げる施設の利用に対し娯楽施設利用税を課する場合には、施設の整備の状況等に応じて、その税率に差等を設けることができる。この場合においては、第二項の規定を準用する。

第二章第六節(節名を含み、第百十四条、第百二十二条の三及び第百二十七条を除く。)中「特別地方消費税」を「料理飲食等消費税」に改める。

第百十四条の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「特別地方消費税」を「料理飲食等消費税」に改め、同条第四項中「特別地方消費税を」を「料理飲食等消費税を」に、「特別地方消費税額」を「料理飲食等消費税額」に改める。

第百十五条中「百分の三」を「百分の十」に改める。

第二百二十二条の三の見出し中「特別地方消費税」を「料理飲食等消費税」に改め、同条第一項中「特別地方消費税の」を「料理飲食等消費税の」に、「特別地方消費税額」を「料理飲食等消費税額」に改め、同条第二項中「特別地方消費税額」を「料理飲食等消費税額」に改める。

第二百二十四条第三項中「、法人税又は消費税」を「又は法人税」に改める。

第二百二十四条の二の見出し中「所得税等」を「所得税又は法人税」に改め、同条中「、法人税又は消費税」を「又は法人税」に改める。

第二百二十七条の見出し及び同条第一項中「特別地方消費税」を「料理飲食等消費税」に改め、同条第三項中「特別地方消費税額」を「料理飲食等消費税額」に改める。

第四百六十八条中「千九百九十七円」を「二千百円」に改める。

第三章第五節を次のように改める。

#### 第五節 電気税及びガス税

(電気税等の納税義務者等)

第四百八十六条 電気税は、電気に対し、料金を課税標準として、その使用地所在の市町村において、その

使用者に課する。

- 2 ガス税は、ガスに対し、料金を課税標準として、その使用地所在の市町村において、その使用者に課する。
- 3 前二項の料金とは、基本料その他いかなる名義をもつてするを問わず、電気又はガスの使用者がその使用について電気事業者又はガス事業者を支払うべき金額をいう。
- 4 前項の電気事業者とは、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第六項に規定する者をいい、前項のガス事業者とは、ガス事業法第三条の規定による許可を受けた者をいう。

（電気又はガスのみならず使用等）

第四百八十七条 共同住宅、アパート又は貸事務所の経営者その他家屋の全部又は一部を他人に貸し付ける者が電気事業者又はガス事業者から供給を受ける電気又はガスを家屋の全部又は一部の借主に使用させる場合においては、その電気又はガスは、貸主が使用するものとみなす。

- 2 電気事業者又はガス事業者が料金を徴収しないで他人に電気又はガスを使用させる場合においては、その電気又はガスは、電気事業者又はガス事業者が使用するものとみなす。

3 電気事業者でない者が自ら発電するもの（以下電気税について「自家発電者」という。）がその自家発電に係る電気を電気事業者でない者に使用させる場合においては、その電気は、自家発電者が使用するものとみなす。

（電気税等の課税標準の特例）

第四百八十八条 前条第二項及び第三項の場合並びに電気事業者若しくはガス事業者又は自家発電者がその発電又は製造に係る電気又はガスを自ら使用する場合の電気税又はガス税（以下この節において「電気税等」という。）の課税標準は、これを他人に使用させたときにおいて使用者が通常支払うべき料金相当額とする。

（電気税等の非課税の範囲）

第四百八十九条 次に掲げる製品の製造業を営む者又は次に掲げる鉱物の掘採を事業とする者がその事業所又は作業場において直接その業務の用に使用する電気に対しては、電気税を課することができない。

一 石炭

二 銑鉄、鋼塊、鋼材、合金鉄、鑄鍛鋼、可鍛鑄鉄及びねずみ鑄鉄（電気炉により製造されるものに限る。）

- 三 金鋳及び金地金
- 四 銅鋳及び銅地金
- 五 鉛地金
- 六 亜鉛鋳及び亜鉛地金
- 七 石灰石及び可燃性天然ガス
- 八 アルミニウム地金（アルミナを含む。）及びマグネシウム地金（電解法によるものに限る。）
- 九 ニッケル地金
- 十 高純度シリコン
- 十一 金属マンガン及び二酸化マンガン（電解法によるものに限る。）
- 十二 人造電極
- 十三 かせいソーダ及びソーダ灰
- 十四 電気製塩（塩専売法第五条第一項の指定を受けた者の製造するものに限る。）
- 十五 硫安、塩安、尿素、石灰窒素、溶成りん肥及び炭酸カルシウム肥料（化成肥料を含む。）

- 十六 生石灰（流体燃料焼成法によるものに限る。）及びカーバイト
- 十七 研削材
- 十八 クロロブレン及び再生ゴム
- 十九 カリ塩（電解法によるものに限る。）
- 二十 酸素（空気分離法及び水電解法によるものに限る。）
- 二十一 セメント
- 二十二 マグネシヤクリンカー
- 二十三 かん水ヨード、かん水臭素、メタノール、アンモニア及び硫酸
- 二十四 金属ソーダ及び塩素酸ソーダ（電解法によるものに限る。）
- 二十五 エチレン、ポリエチレン、エチレンオキサイド、エチレングリコール、ポリプロピレン、プロピレンオキサイド、アルコール及びフェノール（揮発油、灯油若しくは軽油又は石油精製の際に発生する副生ガスを原料とするものに限る。）
- 二十六 合成グリセリン（過酢酸法によるものに限るものとし、その製造工程において副生される酢酸を

含む。)、無水フタル酸及びアクリル酸(プロピレンを原料とするものに限る。)

二十七 ビニロン、ポリビニール・アルコール、ポリアミド繊維(アラミド繊維で政令で定めるものを除く。)、カプロラクタム(シクロヘキサノンを含む。)、酢酸繊維、酢酸繊維素、ポリエステル系合成繊維、テレフタル酸(ポリエステル系合成繊維の原料として用いられるものに限る。)、アクリルニトリル系合成繊維、アクリルニトリル(アクリルニトリル系合成繊維の原料として用いられるものに限る。)及びポリプロピレン系合成繊維

二十八 木材チップ及びパルプ

二十九 ビスコース繊維及び銅アンモニア繊維

2 電気事業者若しくは自家発電者が発電のために直接使用する電気又はガス事業者がガス製造のために直接使用する電気に対しては、電気税を課することができない。

3 公衆のために道路、橋、公園その他これらに類する場所に照明用若しくは融雪用として設置された電灯、電気融雪装置その他の施設で政令で定めるもの又は火災報知機灯、交通信号灯、航路標識灯、航空障害灯その他これらに類する電灯で政令で定めるものに使用する電気に対しては、電気税を課することができな

い。

- 4 <sup>が</sup> 誘蛾灯、かんがい排水用電動機に使用する電気その他専ら農業の用に使用する電気政令で定めるものに対しては、電気税を課することができない。
- 5 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人が稚蚕の飼育又は蚕種の催青のための共同利用施設において直接稚蚕の共同飼育又は蚕種の共同催青の用に使用する電気に対しては、電気税を課することができない。
- 6 漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会及び政令で定める民法第三十四条の法人が専ら水産動物の種苗の放流を目的として当該種苗の生産又は育成を行うための施設において直接当該種苗の生産又は育成の用に使用する電気に対しては、電気税を課することができない。
- 7 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会（以下この項及び次項において「漁業協同組合等」という。）並びに漁業協同組合等以外の法人又は個人でその所有する製氷設備に係る製氷能力の合計が政令で定める基準に満たないもの（次項において「漁業協同組合等以外の法人又は個人」という。）が、その設置する工場において製造する氷を専ら漁船その他政令で定める

場所における水産物の保存の用に供している場合においては、当該工場において直接氷の製造に使用する電気に対しては、電気税を課することができない。

8 漁業協同組合等が設置する冷蔵倉庫で専ら水産物の冷蔵又は凍結の用に供するもの及び漁業協同組合等以外の法人又は個人が前項の工場に併置する冷蔵倉庫で専ら水産物の冷蔵又は凍結の用に供するものにおいて直接冷蔵又は凍結に使用する電気に対しては、電気税を課することができない。

9 前二項に定めるもののほか、製氷設備に係る製氷能力が政令で定める基準以上の製氷工場において直接氷の製造に使用する電気又は冷凍能力が政令で定める基準以上の冷蔵倉庫（専ら農産物、畜産物及び水産物以外の物の冷蔵又は凍結の用に供するものを除く。）において直接冷蔵若しくは凍結に使用する電気に対しては、電気税を課することができない。

9 学校教育法第一条の学校（これに附置する施設を含む。）、同法第八十二条の二の専修学校（これに附置する施設を含む。）、同法第一条の学校の教育に準ずる教育を行う政令で定める施設及び政令で定める学術研究機関において直接教育又は学術研究の用に供する電気で政令で定めるものに対しては、電気税を課することができない。

- 1 社会福祉事業法第二条第二項各号に規定する施設で政令で定めるもの、児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所及び心身障害者福祉協会法第十七条第一項第一号に規定する施設において、これらの施設の入所者等に対して保護、養護その他必要な措置を講ずるために直接使用する電気で政令で定めるものに対しては、電気税を課することができない。
- 2 鉄道事業法第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で主として電気を動力として鉄道事業または軌道事業を営むものが直接一般交通のための旅客又は貨物の運送の用に使用する電気に対しては、電気税を課することができない。
- 3 日本原子力研究所が直接その業務の用に供する電気で政令で定めるものに対しては、電気税を課することができない。
- 4 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)第二条第一項の農林漁業団体が使用する電気のうち当該農林漁業団体を組織する者に供給するものに対しては、電気税を課することができない。
- 5 水道事業者及び水道用水供給事業者並びに専用水道の設置者のうち政令で定めるものが水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三条第八項に規定する水道施設において直接その業務の用に使用する電気並び

に工業用水道事業者が工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定する工業用水道施設において直接その業務の用に使用する電気に対しては、電気税を課することができない。

Ⓕ 電気を使用する者が前各項の規定によつて電気税を課することができない電気と電気税を課することのできる電気とを併せて使用する場合において、当該電気税を課することのできない電気と電気税を課することのできる電気とを区分することができないときは、製品又は鉱物の数量等を基準として、政令で定めるところにより、電気税を課することができる部分の電気の料金を算出するものとする。

第四百九十条 電気事業者若しくは自家発電者が発電のため直接使用するガス又はガス事業者がガス製造のために直接使用するガスに対しては、ガス税を課することができない。

2 学校教育法第一条の学校（これに附置する施設を含む。）、同法第八十二条の二の専修学校（これに附置する施設を含む。）、同法第一条の学校の教育に準ずる教育を行う政令で定める施設及び政令で定める学術研究機関において直接教育又は学術研究の用に供するガスで政令で定めるものに対しては、ガス税を課することができない。

3 社会福祉事業法第二条第二項各号に規定する施設で政令で定めるもの、児童福祉法第三十九条第一項に

規定する保育所及び心身障害者福祉協会法第十七条第一項第一号に規定する施設において、これらの施設の入所者等に対して保護、養護その他必要な措置を講ずるために直接使用するガスで政令で定めるものに対しては、ガス税を課することができない。

- 4 日本原子力研究所が直接その業務の用に供するガスで政令で定めるものに対しては、ガス税を課することができない。

(電気税等の税率)

第四百九十一条 電気税の税率は、百分の三とする。

- 2 ガス税の税率は、百分の二とする。

(電気税等の免税点)

第四百九十二条 市町村は、同一の需用場所において使用する電気(電気事業者が電気事業法第十九条第一項の規定により認可を受けた供給規程に定める定額電灯又は従量電灯に係るものに限る。以下この項において同じ。)の一月の料金が三千六百元(共同住宅等の全部又は一部で政令で定めるものにおいて使用する電気については、三千六百元に当該共同住宅等の全部又は一部に存する住居で政令で定めるものの数を

乗じて得た金額)以下である場合には、電気税を課することができない。

- 2 市町村は、同一の需用場所において使用するガスの一月の料金が一万二千元(共同住宅等の全部又は一部で政令で定めるものにおいて使用するガスについては、一万二千元に当該共同住宅等の全部又は一部に存する住居で政令で定めるものの数を乗じて得た金額)以下である場合には、ガス税を課することができない。
- 3 前二項の料金が一月を超える期間によつて支払われる場合には、その料金を当該料金の計算期間の日数をもつて除して得た額に三十を乗じて得た金額をもつて一月の料金とする。

(電気税等の徴収の方法)

第四百九十三条 市町村は、電気税等の徴収については、電気事業者又はガス事業者が料金を徴収しないで他人に電気若しくはガスを使用させる場合又は自らその電気若しくはガスを使用する場合その他特別の必要がある場合において普通徴収の方法による場合を除くほか、特別徴収の方法によらなければならない。

(ガス税の納税義務の免除等)

第四百九十四条 市町村は、ガスの使用がガス事業法第二十条ただし書の規定による認可を受けた契約(そ

の契約の期間が一年以下のものに限る。)に基づくガスの使用でエネルギーの利用の合理化及び効率化に資するものとして政令で定めるものに該当し、かつ、当該ガスの使用が当該政令で定めるガスの使用であることにつき市町村長の確認があつたときは、当該ガスの使用に係るガスに対して課するガス税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 市町村長は、ガス税の納税者(特別徴収すべきガス税にあつては、特別徴収義務者)からその納付すべきガス税(特別徴収すべきガス税にあつては、納入すべきガス税)について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、同項に規定する契約に基づくガスの使用を開始した日から十五月を経過する日までの期間を限つて、当該ガス税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。ただし、正当な理由があると認められる場合には、当該期間は、市町村長が定める相当の期間とすることができる。

3 前項の場合において、市町村長は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならない。

- 4 市町村長は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係るガス税について第一項の規定を適用することができないものであることが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予に係るガス税に係る地方団体の徴収金について、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係るガス税に係る地方団体の徴収金を納付又は納入しなければならない。
- 5 第十五条第四項、第十五条の二第一項及び第十五条の三第三項並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は第二項の規定による徴収の猶予について、第十一条、第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は第三項の規定による担保について準用する。
- 6 市町村は、ガス税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該ガス税に係るガスの使用が第一項の規定に該当するものであり、かつ、同項の市町村長の確認があつたときは、当該ガス税の納税者（特別徴収に係るガス税にあつては、特別徴収義務者）の申請に基づいて、当該ガス税に係る地方団体の徴収金を還付するものとする。
- 7 市町村長は、前項の規定によりガス税に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける

者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

8 前二項の規定によつてガス税に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合には、第六項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項（第一号から第三号までを除く。）の規定を適用する。

9 ガス税の特別徴収義務者は、その特別徴収すべきガス税について、納税者から第二項又は第六項に規定する申告又は申請をすべき旨の申出があつた場合において、当該ガス税について第一項の規定が適用されるべきものであると認められるときは、当該申告又は申請をしなければならない。

9 第一項の確認及び第二項の申告の手續その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（電気税等に係る徴税吏員の質問検査権）

第四百九十五条 市町村の徴税吏員は、電気税等の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号から第三号までの者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 特別徴収義務者

- 二 納税義務者又は納税義務があると認められる者
  - 三 前二号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
  - 四 前三号に掲げる者以外の者で当該電気税等の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの
- 2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 電気税等に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第五百十条第六項の定めるところによる。
- 4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (電気税等に係る検査拒否等に関する罪)

第四百九十六条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者
- 三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(電気税等の特別徴収の手続)

第四百九十七条 電気税等を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、電気事業者、ガス事業者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき電気税等に係る課税標準額、税額その他同条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村長に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち電気税等の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基づいて訴えを提起した場合には、市町村の徴税吏員は、職務

上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(電気税等に係る更正及び決定)

第四百九十八条 市町村長は、前条第二項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合、又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(電気税等に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第四百九十九条 市町村の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合

において、不足金額（更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下電気税等について同じ。）があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限としてこれを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第四百九十七条第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下電気税等について同じ。）の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、特別徴収義務者が前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむをえない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（電気税等に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金）

第五百条 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第

四百九十八条第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る電気税等について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該電気税等についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号の一に該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第四百九十八条第二項の規定による決定があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第四百九十八条第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第四百九十八条第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

3 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る電気税額又はガス税額について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五

の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

- 4 市町村長は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。  
(電気税等に係る納入金の重加算金)

第五百一条 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項の過少申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

- 2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となる

べき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定に該当する場合において納入申告書の提出について前条第三項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

4 市町村長は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(電気税等の普通徴収の手続)

第五百二条 電気税等を普通徴収によつて徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

(電気税等の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第五百三条 電気税等の納税義務者は、当該市町村の条例で定めるところにより、電気税等の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。

(電気税等に係る虚偽の申告等に関する罪)

第五百四条 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、五

万円以下の罰金に処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(電気税等に係る不申告等に関する過料)

第五百五条 市町村は、電気税等の納税義務者が第五百三条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(納期限後に申告納入し、又は納付する電気税等に係る延滞金)

第五百六条 電気税等の特別徴収義務者又は納税者は、納期限(納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下電気税等について同じ。)後にその納入金を納入し、又は税金を納付する場合においては、当該納入金額又は税額に、その納期限の翌日から納入又は納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・

三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入し、又は納付しなければならない。

- 2 市町村長は、特別徴収義務者又は納税者が納期限までに納入金を納入しなかつたこと、又は税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(電気税等に係る脱税に関する罪)

第五百七条 第四百九十七条第二項の規定によつて徴収して納入すべき電気税等に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

- 2 詐偽その他の不正の行為によつて電気税等の全部又は一部を免れた納税者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。
- 3 第一項の納入しなかつた金額又は前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその納入しなかつた金額又

は免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

- 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、この条の罰金刑を科する。

(電気税等に係る督促)

第五百八条 特別徴収義務者又は納税者が納期限(更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下電気税等について同じ。)までに電気税等に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

- 2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(電気税等に係る督促手数料)

第五百九条 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例で定めるところによ

り、手数料を徴収することができる。

(電気税等に係る滞納処分)

第五百十条 電気税等に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該電気税等に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る電気税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに電気税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入又は納付の催告書」とする。

3 電気税等に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る電気税等に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
- 5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、電気税等に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。
- 7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(電気税等に係る滞納処分に関する罪)

第五百十一条 電気税等の特別徴収義務者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 特別徴収義務者又は納税者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者又は納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。
- 3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

( 国税徴収法の例による電気税等に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪 )

第五百十二条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五百十条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
- 二 第五百十条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載

をしたものを提示した者

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(電気税等に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)

第五百十三条 電気税等に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第十九条ノ二及び第二十二條の規定を除く。)を準用する。

第五百十四条 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長が、税務署長の職務は市町村長又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の事務所の長がそれぞれ行い、国税局の収税官吏の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長がその職務を定めて指定するその市の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員がそれぞれ行うものとする。この場合において、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長は、電気税等に関する犯則事件が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の事務所の長が税務署

長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第五百十五条 第五百十三条の場合において、国税犯則取締法第十一条及び第十二条の規定は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の電気税等に関する犯則事件の調査についてのみ、かつ、当該市の区域内に関する限り、準用する。

第五百十六条 第五百十三条の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する市町村の区域外においても電気税等に関する犯則事件の調査を行うことができる。

第五百十七条 第五百十三条の場合において、電気税等に関する犯則事件は、間接国税以外の国税に関する犯則事件とする。

第五百十八条 削除

第五百八十六条第二項第二号ホ中「（昭和三十三年法律第八十四号）」及び「（昭和三十二年法律第一百七十七号）」を削る。

第七百一条の三十四第三項第十九号中「（昭和三十九年法律第七十号）」を削る。

第七百三十四条第一項中「第六号」を「第八号」に改める。

## 五 電気税

### 「五 鉱産税

第七百三十四条第一項中

### 六 特別土地保有税

附則第九条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

附則第十条第一項中「（昭和二十七年法律第三百五十八号）」を削る。

附則第十二条の二中「五百三十六円」を「五百七十円」に改める。

附則第三十条の三中「九百四十八円」を「千十円」に改める。

附則第三十一条を次のように改める。

（電気税の非課税）

第三十一条 市町村は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社（第四百八十九条第十二項の規定に該当するものを除く。）が直接一般交通のための旅客の運送の用に使用する電気に対しては、平成九年五月三十一日までに限り、第四百八十六条第一項の規定にかか

ならず、電気税を課することができない。

附則第三十三条の二第一項第一号中「百分の三十六・七」を「百分の三十七・五」に改め、同条第二項第二号中「百分の五十七」を「百分の五十六」に改め、同条第三項第二号中「百分の三十」を「百分の二十八」に、「百分の四十二」を「百分の四十」に改める。

附則第三十三条の三第三項第二号中「第二十八条の四第六項第二号」を「第二十八条の四第五項第二号」に改める。

附則第三十三条の四第一項中「昭和六十三年度から平成三年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、」を「道府県は、当分の間、道府県民税の」に改め、同条第三項中「第二十八条の四第六項第二号」を「第二十八条の四第五項第二号」に改める。

附則第三十四条第三項第二号中「第三十一条第五項第二号」を「第三十一条第四項第二号」に改める。

附則第三十四条の二第一項及び第二項並びに第三十四条の三第一項中「昭和六十三年度から平成三年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、」を「道府県民税の」に改める。

附則第三十五条第一項第二号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改め、同条第三項中「第

二十八条の四第四項第一号から第三号まで」を「第二十八条の四第三項第一号から第三号まで」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第三十七条第六項中「特別地方消費税」を「料理飲食等消費税」に改め、同条中第十四項を第十五項とし、第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の一項を加える。

1 市町村は、参加国、参加者又は博覧会協会が博覧会の会場内で博覧会の用に供するため自ら発電した電気に対しては、第四百八十六条第一項の規定にかかわらず、電気税を課することができない。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、附則第六条第三項の規定は公布の日から、附則第三十三条の三から第三十四条の三まで及び第三十五条の改正規定は平成三年四月一日から施行する。

### （保全担保に係る経過措置）

第二条 改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第十六条の三の規定により提供されたゴルフ場利用税又は特別地方消費税に係る地方団体の徴収金の担保は、それぞれ改正後の地方税法（以下「新法」という。）

第十六条の三の規定により提供された娯楽施設利用税又は料理飲食等消費税に係る地方団体の徴収金の担保とみなす。

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第三条 新法附則第三十三条の二の規定は、平成二年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成元年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 平成二年度分の道府県民税及び市町村民税に限り、新法附則第三十三条の二の規定の適用については、同条第一項第一号中「百分の二十五・六」とあるのは「百分の二十七・三」と、同条第二項第二号中「百分の七十」とあるのは「百分の六十八」と、同条第三項第二号中「百分の二十八」とあるのは「百分の二十九」とする。

3 新法附則第三十三条の三から第三十四条の三まで及び第三十五条の規定は、平成三年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第四条 新法第七十二条の十四第一項の規定は、平成二年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第五条 新法の規定中道府県たばこ税に関する部分は、施行日以後に行われる新法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこに対して課する道府県たばこ税については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（旧法第七十四条の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを施行日に販売のため所持する卸売販売業者等（新法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が法人税法等の一部を改正する法律（平成元年法律第 号）附則第十六条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造

たばこを施行日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを施行日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する道府県において道府県たばこ税を課する。この場合における道府県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該道府県たばこ税の税率は、千本につき五十七円（新法附則第十二条の二に規定する紙巻たばこにあっては、千本につき三十四円）とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、自治省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を施行日から起算して一月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の道府県知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこで前項に規定するものの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した道府県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の本数により算定した前項の規定による道府県たばこ税額

### 三 その他参考となるべき事項

- 4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第八条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は法人税法等の一部を改正する法律（平成元年法律第 号）附則第十六条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する道府県知事に提出されたものとみなす。
- 5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成二年九月三十日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる道府県たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した道府県に納付しなければならない。
- 6 第二項の規定により道府県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、新法の規定中道府県たばこ税に関する部分（新法第七十四条の六、第七十四条の十、第七十四条の十一及び第七十四条の十四の規定を除く。）を適用する。

第七十四条の四第二項	前項	地方税法の一部を改正する法律（平成元年法律第 号。以下この節において「平成元年改正法」という。） 附則第五条第二項
第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告書	第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告書	平成元年改正法附則第五条第三項の規定によつて申告書
	第七十四の十第一項から第三項までの規定によつて申告納付する	平成元年改正法附則第五条第三項及び第五項の規定によつて申告納付する
第七十四条の十二第二項	第七十四条の十第一項から第三項まで	平成元年改正法附則第五条第三項
第七十四条の二十第一項	第七十四条の十第一項から第三項まで若しくは第五項	平成元年改正法附則第五条第三項
第七十四条の二十一第一項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成二年九月三十日前である場合には、同日）
第七十四条の二十一第二項及び第七十四条の二十二第一項	第七十四条の十第一項又は第三項	平成元年改正法附則第五条第五項
第七十四条の二十二第三項	第七十四条の十第一項若しくは第三項の納期限又は第七十四条の十三第一項	平成元年改正法附則第五条第五項

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該道府県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により道府県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道府県たばこ税に相当する金額を、新法第七十四条の十四の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道府県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道府県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新法第七十四条の

十第一項から第三項まで又は第五項の規定により道府県知事に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところによ

り、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

( 娯楽施設利用税に関する経過措置 )

第六条 新法の規定中娯楽施設利用税に関する部分は、施行日以後における新法第七十五条第一項各号に掲げる施設の利用に対して課すべき娯楽施設利用税について適用する。

- 2 施行日前におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。
- 3 新法の規定による娯楽施設利用税の特別徴収義務者の指定は、新法第八十六条第一項の規定の例により、施行日前においても行うことができる。この場合においては、新法第八十七条第一項、第二項及び第四項並びに第八十八条（新法第八十七条第一項及び第四項に係る部分に限る。）の規定の適用があるものとする。
- 4 施行日前にゴルフ場利用税の特別徴収義務者が行った旧法第七十九条の規定による納税管理人に係る申

告は、当該ゴルフ場に係る新法第八十条の規定による納税管理人に係る申告とみなす。

5 施行日前にゴルフ場利用税の特別徴収義務者が行った旧法第八十四条第一項の規定による登録の申請は、当該ゴルフ場に係る新法第八十七条第一項の規定による登録の申請とみなす。

6 この法律の施行の際現に旧法第八十四条第二項の規定によりゴルフ場利用税の特別徴収義務者に係る証票の交付を受けている者は、当該ゴルフ場について新法第八十七条第二項の規定により証票の交付を受けている者とみなす。

7 この法律の施行の際現に旧法第八十四条第二項の規定により交付を受けているゴルフ場利用税の特別徴収義務者に係る証票は、条例で定めるところにより新法第八十七条第二項の規定に基づく娯楽施設利用税の特別徴収義務者に係る証票として新たな証票が交付されるまでの間、当該ゴルフ場について同項の規定により交付された証票とみなす。

8 道府県知事は、条例で定めるところにより、ゴルフ場利用税の特別徴収義務者が施行日の前日において交付を受けている旧法第八十四条第二項の証票を返納させるものとする。

(料理飲食等消費税に関する経過措置)

第七条 新法の規定中料理飲食等消費税に関する部分は、施行日以後における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（新法第百十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。）に対して課すべき料理飲食等消費税について適用する。

2 施行日前における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（旧法第百十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。）に対して課する特別地方消費税については、なお従前の例による。

3 施行日前に特別地方消費税の特別徴収義務者が行った旧法第百二十条第一項の規定による登録の申請は、当該場所に係る新法第百二十条第一項の規定による登録の申請とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法第百二十条第二項の規定により特別地方消費税の特別徴収義務者に係る証票の交付を受けている者は、当該場所について新法第百二十条第二項の規定により証票の交付を受けている者とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧法第百二十条第二項の規定により交付を受けている特別地方消費税の特別徴収義務者に係る証票は、条例で定めるところにより新法第百二十条第二項の規定に基づく料理飲食等消費税の特別徴収義務者に係る証票として新たな証票が交付されるまでの間、当該場所について同項の規定に

より交付された証票とみなす。

- 6 道府県知事は、条例で定めるところにより、特別地方消費税の特別徴収義務者が施行日の前日において交付を受けている旧法第二百二十条第二項の証票を返納させるものとする。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

第八条 新法の規定中市町村たばこ税に関する部分は、施行日以後に行われる新法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ税について適用し、施行日前に行われた旧法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこに対して課する市町村たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 施行日前に旧法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(旧法第四百六十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを施行日に販売のため所持する卸売販売業者等(新法第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が法人税法等の一部を改正する法律(平成元年法律第 号)附則第十六条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造

たばこを施行日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを施行日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市町村たばこ税の税率は、千本につき百三円（新法附則第三十条の三に規定する紙巻たばこにあっては、千本につき六十二円）とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、自治省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を施行日から起算して一月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこで前項に規定するものの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した市町村たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の本数により算定した前項の規定による市町村たばこ税額



第四百七十五条第一項	第四百七十二条第一項又は第二項の規定によつて申告書	平成元年改正法附則第八条第三項の規定によつて申告書
	第四百七十二条第一項又は第二項の規定によつて申告納付する	平成元年改正法附則第八条第三項及び第五項の規定によつて申告納付する
第四百七十五条第二項	第四百七十二条第一項若しくは第二項	平成元年改正法附則第八条第二項
第四百八十条第一項	第四百七十二条第一項、第二項若しくは第四項	平成元年改正法附則第八条第二項
第四百八十一条第一項	経過する日	経過する日(当該経過する日が平成二年九月三十日前である場合には、同日)
第四百八十一条第二項及び第四百八十二条第一項	第四百七十二条第一項又は第二項	平成元年改正法附則第八条第五項
第四百八十二条第二項	第四百七十二条第一項若しくは第二項の納期限又は第四百七十六条第一項	平成元年改正法附則第八条第五項
第四百七十二条第五項	第四百七十二条から第四百七十七条まで	第四百七十二条及び第四百七十五条並びに平成元年改正法附則第八条第三項から第五項まで及び第七項

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により市町村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこ税に相当する金額を、新法第四百七十七条の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市町村たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市町村たばこ税額から控除

して、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新法第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定により市町村長に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

（電気税及びガス税に関する経過措置）

第九条 新法の規定中電気税及びガス税に関する部分は、施行日以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気税又はガス税について適用する。

2 施行日前から継続的に供給することを約する契約に基づき供給されている電気又はガスで施行日以後初めてその料金の支払を受ける権利が確定されるもの（その確定される日が平成二年四月三十日後であるものにあつては、当該確定されたもののうち、政令で定める部分）については、施行日前に使用したものとみなして、前項の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に

係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方財政法の一部改正）

第十二条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「狩猟者登録税」の下に「、電気税、ガス税」を加える。

（地方交付税の一部改正）

第十三条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「ゴルフ場利用税の収入見込額については」をゴルフ場所在の市町村長を包括する道府県の娯楽施設利用税の収入見込額については」に、「ゴルフ場利用税の収入見込額から地方税法第百三条」を「娯楽施設利用税の収入見込額から地方税法第百十一条」に、「ゴルフ場利用税に係る」を「娯楽施設利用税に係る」に、「ゴルフ場利用税交付金」を「娯楽施設利用税交付金」に改め、同条第三項の表

道府県の項第五号を次のように改める。

五 娯楽施設利用税 当該道府県に所在する地方税法第七十五条第一項の施設の数又は当該施設における利用物件数

第十四条第三項の表道府県の項第六号中「特別地方消費税」を「料理飲食等消費税」に改め、同表市町村の項中第十七号を第十九号とし、第十号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第九号中「ゴルフ場利用税交付金」を「娯楽施設利用税交付金」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第八号を第十号とし、第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 電気税 前年度中において納入され、又は納付された電気税額

六 ガス税 前年度中において納入され、又は納入されたガス税額

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成二年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 平成二年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税

法第十四条第三項の表市町村の項第五号中「前年度において納入され、又は納付された電気税額」とあるのは「当該年度の電気税額の収入見込額として自治大臣が定める額」と、同項第六号中「前年度において納入され、又は納付されたガス税額」とあるのは「当該年度のガス税額の収入見込額として自治大臣が定める額」とする。

第十五条 平成二年度分の地方交付税に限り、地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、附則第十三条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定によって算定した額に、道府県にあっては基準税率（同条第二項に規定する基準税率をいう。以下同じ。）をもって算定した当該道府県の旧ゴルフ場利用税（旧法第七十五条に規定するゴルフ場利用税をいう。以下同じ。）及び旧特別地方消費税（旧法第百十三条第一項に規定する特別地方消費税をいう。以下同じ。）の収入見込額（旧ゴルフ場利用税の収入見込額については、基準税率をもって算定した当該道府県の旧ゴルフ場利用税の収入見込額から旧法第百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村長に対し交付するものとされる旧ゴルフ場利用税に係る交付金（以下「旧ゴルフ場利用税交付金」という。）の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とする。）の合算額を、市町村にあっては当該市町村の旧ゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五

の額を加算した額とする。

- 2 前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によって、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

地方公共団体の種類	収入の項目	収入見込額の算定の基礎
道府県	一 旧ゴルフ場利用税	当該道府県に所在するゴルフ場の延利用人員
	二 旧特別地方消費税	料理店業、飲食店業、旅館業等に係る売上金額
市町村	旧ゴルフ場利用税交付金	当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員

( 税理士法の一部改正 )

第十六条 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の二中「ゴルフ場利用税、特別地方消費税」を「娯楽施設利用税、料理飲食等消費税」に改める。

( 税理士法の一部改正に伴う経過措置 )

第十七条 附則第六条第二項及び第七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされるゴルフ場利用税及び特別地方消費税については、前条の規定による改正前の税理士法第五十一条の二の規定は、前条の

規定の施行後も、なおその効力を有する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十八条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中「地方税法第五十七条のゴルフ場」を「地方税法第七十五条第一項に掲げる施設」に、「ゴルフ場利用税」を「娯楽施設利用税」に、「特別地方消費税」を「料理飲食等消費税」に、

合衆国軍隊が日本国において所有する土地又はその取得	合衆国軍隊	特別土地保有税	合衆国軍隊による電気及びガスの使用で合衆国軍隊又はその公認調達機関の照明があるもの	合衆国軍隊
			合衆国軍隊の構成員等による電気及びガスの使用で合衆国がその料金を支払うべきもの	合衆国軍隊の構成員等
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内において使用する土地又はその取得			合衆国軍隊が日本国において所有する土地又はその取得	
			軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域内において所有する土地又はその取得	

---

改める。

(消費譲与税法を廃止する法律の一部改正)

第十九条 消費譲与税法を廃止する法律(平成元年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項中「十二 特別とん譲与税」を「十四 特別とん譲与税」に、「十一の二 消費譲与税」を「十三の二 消費譲与税」に改める。

## 理 由

消費税法の廃止に伴い必要となる財源の確保に資するため、道府県たばこ税及び市町村たばこ税について税率の引上げを行い、ゴルフ場利用税を娯楽施設利用税に改めその対象施設の範囲を拡大し、特別地方消費税を料理飲食等消費税に改めその税率の引上げを行いほか、電気税及びガス税を設ける等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。